

# 令和4年度佐賀県中学校総合体育大会感染症対策

令和4年5月24日  
佐賀県中学校体育連盟

大会の実施にあたっては、佐賀県・開催地・関係競技団体・施設のガイドラインの指針等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとします。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況等により、随時見直すことがあり得ることにご留意ください。

## 1 感染源に対する対策

- (1) 大会本部は、かぜの症状(発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)がある選手や引率者等を、大会に参加させないことを徹底する。
- (2) 大会本部は、選手及び引率者等に対し、実施日2週間前の期間、体調記録表(別紙1)の記録を求め、健康管理を徹底する。(記録後は学校保管とする)
- (3) 大会本部は、大会当日受付時に、学校同行者当日体調記録表(別紙2)を提出させ、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は、大会本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。
- (4) 大会本部は、学校同行者当日体調記録表(別紙2)に記載された者以外の来場者(役員・審判員等)に対し、来場者体調記録表(別紙3)を提出させる。応援者(保護者等)については、応援者(保護者等)当日体調記録表(別紙4)を提出させる。また、来場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告することを確認しておく。
- (5) 引率者等は、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- (6) 大会本部及び引率者等は、大会中に、選手等の体調不良を確認した場合、救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

## 2 感染防止の3つの基本の徹底

### (1) 身体的距離の確保

- ① 原則、開会式・閉会式等は感染症対策を講じて実施する。ただし、感染状況に応じて中止の判断をする場合もある。最終決定は5月末とする。また、決定後、感染状況が急変した場合は別途協議するものとする。
- ② 大会本部は、監督会議等を実施する場合、人と人との間隔が、できるだけ2メートル(最低1メートル)空くよう、工夫をする。
- ③ 引率者等は、集合時、待機中、休憩中及び食事中等において、選手同士の間隔ができるだけ2メートル(最低1メートル)空くように指導する。
- ④ 大会本部は、対戦相手や審判等との握手、仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。

### (2) マスクの着用

- ① 競技等実施時及び食事中を除いて、基本的にマスクを着用することを徹底する。
- ② 大会本部及び引率者等は、活動中や気候の状況等により、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すように指導する。
- ③ 引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共用させない。
- ④ 大会本部は、大声での応援を控えるようアナウンス等で周知する。
- ⑤ 心肺機能、皮膚等に配慮が必要な生徒は、(別紙2)の備考にその旨を記入する。その場合は状況に応じて、マスクを外すように指導する。

### (3) 手洗い等

- ① 大会本部及び引率者等は、参加者に手洗い後に手を拭くための個人のタオル等を持参するよう周知する。
- ② 引率者等は、こまめに流水と石けんで手洗いを行うよう、選手に指導する。
- ③ 大会本部及び参加校は、消毒液等の感染防止のために必要なものを用意する。
- ④ 使用した道具や椅子(ベンチ)、よく手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチ)等は、消毒液を浸したペーパータオル等で拭き取り、定期的な消毒を行う。

### 3 3つの「密」(密閉空間・密集場所・密接場面)の回避

- (1) 試合会場への入場は、登録選手、引率者等、役員とし、応援者については(原則、登録選手1名につき応援者2名)を上限とする。大会本部から入場を許可された者のみとするが、競技の特性利用する会場や施設の状況に応じて増減する(無観客もあり得る)ことがある。登録されていない部員やマネージャー等の入場は認めるが、利用する会場や施設の状況に応じて、大会本部が判断し制限することもある。会場入場制限の最終決定は、開催期日の1か月程度前を目途とする。

※ 各競技専門部の対策参照

※ 応援者について

(例) 登録選手10名の場合、総数20名。20名の人選は、各学校に任せる。

- (2) 引率者等は、移動の際、密閉空間にならないよう、定期的に換気をしたり、乗車人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- (3) 大会本部は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限する。また、更衣室の換気に配慮する。
- (4) 大会本部は、屋内及び屋外で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
- (5) 大会本部は屋内で実施する競技において、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。その際、試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気施設を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場の入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- (6) 大会本部及び引率者等は、会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートル(最低1メートル)空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ、会話は控えるよう指導する。

### 4 安全な活動環境等の確保

- (1) 大会本部は、参加校に対し、感染症対策を周知徹底する。引率者等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加にあたっての注意事項等を事前に説明し、同意書(別紙5)を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断が実施されていない学校の選手については、各自で健康診断を受診するなど、保護者責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- (2) 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者等や学校と保護者が確実に、速やかに連絡がとれる体制を構築しておく。
- (3) 社会体育施設を利用して事業を実施する場合は、事前に施設と打合せを行う。
- (4) 大会本部及び引率者等は、各競技特性に応じた適切な感染防止策を講じる。